

議案第 5 9 号

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

山陽小野田市法定外公共物管理条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	4 8 0 円
	第 2 種電柱		7 3 0 円
	第 3 種電柱		9 9 0 円
	第 1 種電話柱		4 3 0 円
	第 2 種電話柱		6 8 0 円
	第 3 種電話柱		9 4 0 円
	その他の柱類		4 3 円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4 円
	地下に設ける電線その他の線 類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1	4 2 0 円

		年	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2 6 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	8 5 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 6 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 7 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 8 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 6 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		3 8 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		5 1 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		7 7 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		1 0 0 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 8 0 円
	外径が 0. 7 メートル以上 1		2 6 0 円

			メートル未満のもの		
			外径が1メートル以上のもの		510円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
			地下に設けるもの		260円
		その他のもの			850円
		法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			430円	
	地下に設ける通路			260円	

	その他のもの			8 5 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	9 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7 円
道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下この表において「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 7 0 円
	標識		1 本につき 1 年	6 8 0 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	9 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	8 7 円
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9 円

	除く。)	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	8 7 0 円
		その他のもの		4 3 0 円
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0. 0 3 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				8 5 円
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 1 7 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に	建築物			A に 0. 0 1 9 を乗じて得た額

掲げる施設	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号	建築物	Aに0.022を乗じて得た額
に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

」

を

「

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		880円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		820円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円
	外径が0.07メートル以上		31円

掲げる物件	0. 1メートル未満のもの				
	外径が0. 1メートル以上				4 6 円
	0. 1 5メートル未満のもの				
	外径が0. 1 5メートル以上				6 1 円
	0. 2メートル未満のもの				
	外径が0. 2メートル以上				9 2 円
	0. 3メートル未満のもの				
	外径が0. 3メートル以上				1 2 0 円
	0. 4メートル未満のもの				
	外径が0. 4メートル以上				2 2 0 円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3 円
			その他のもの		1 0 円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	8 2 0 円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルに	5 1 0 円

		地下に設けるもの	つき 1 年	3 1 0 円
	その他のもの			1, 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			4 5 0 円
	地下に設ける通路			2 7 0 円
	その他のもの			1, 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	9 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0 円
道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下この表において	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 0 0 円
		標識		1 本につき 1 年

「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	90円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円
		その他のもの		450円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	90円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額

設	上空に設けるもの	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条 第9号に 掲げる施設	建築物 その他のもの	
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの	
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		

Aに0.018を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.026を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.026を乗じて得た額

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗 じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げ る施設		Aに0.034を乗 じて得た額

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可をしたものから適用し、同日前に占用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市法定外公共物管理条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
(1) 道路の占用に関する占用料				(1) 道路の占用に関する占用料			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱	1本につ	570円		第1種電柱	1本につ	480円
	第2種電柱	き1年	880円		第2種電柱	き1年	730円
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		510円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		820円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		51円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	5円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	4円
	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	3円		地下に設ける電線その他の線類	つき1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につ	500円		路上に設ける変圧器	1個につ	420円
		き1年				き1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積	310円		地下に設ける変圧器	占用面積	260円
		1平方メートルにつき1年				1平方メートルにつき1年	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル		92円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル		77円

[illegible]

		通の状況を表示する標示柱その他の柱類	き1年	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円
		地下に設けるもの		310円
	その他のもの			1,000円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室の	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450円
	地下に設ける通路			270円
	その他のもの			1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日		90円

		通の状況を表示する標示柱その他の柱類	き1年	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
		地下に設けるもの		260円
	その他のもの			850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室の	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430円
	地下に設ける通路			260円
	その他のもの			850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日		87円

			一トルに つき1月	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）	看板（ア一時的に設けるもの 一チであるものを除く。）	表示面積 1平方メートルにつき1月	90円	
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	900円	
	標識	1本につき1年	820円	
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	90円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	90円

			一トルに つき1月	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）	看板（ア一時的に設けるもの 一チであるものを除く。）	表示面積 1平方メートルにつき1月	87円	
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	870円	
	標識	1本につき1年	680円	
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	87円

			つき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円
		その他のもの		450円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	1,000円	
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積	90円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	100円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		1平方メートルにつき1年	
				Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額

			つき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	850円	
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積	87円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	85円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		1平方メートルにつき1年	
				Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額

	の	
	その他のもの	
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条 第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
応急仮設建築物	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条 第13号に掲げる	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下	

Aに0.026	を乗じて得た額
Aに0.022	を乗じて得た額
Aに0.015	を乗じて得た額
Aに0.024	を乗じて得た額
Aに0.015	を乗じて得た額
Aに0.022	を乗じて得た額
Aに0.024	を乗じて得た額
Aに0.034	を乗じて得た額
Aに0.026	を乗じて得た額
Aに0.022	を乗じて得た額

	の	
	その他のもの	
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条 第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
応急仮設建築物	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条 第13号に掲げる	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下	

Aに0.025	を乗じて得た額
Aに0.019	を乗じて得た額
Aに0.014	を乗じて得た額
Aに0.022	を乗じて得た額
Aに0.014	を乗じて得た額
Aに0.019	を乗じて得た額
Aに0.022	を乗じて得た額
Aに0.031	を乗じて得た額
Aに0.025	を乗じて得た額
Aに0.019	を乗じて得た額

施設	<u>に設けるもの</u>			施設	<u>に設けるもの</u>		
	<u>上空に設けるもの</u>		Aに0.024		<u>上空に設けるもの</u>		Aに0.022
	<u>その他のもの</u>		を乗じて得た額		<u>その他のもの</u>		を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に			Aに0.034	令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031
掲げる施設			を乗じて得た額				を乗じて得た額
(略)				(略)			
(2)・(3) (略)				(2)・(3) (略)			